

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	富岡町アーカイブ施設(仮称)整備事業	大原地区	富岡町

図面記号
L

1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏名	捺印	住 所					
	譲受人	富岡町長 宮本 皓一	印	双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地1					
	譲渡人	別紙1のとおり							
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の 使用収益権が 設定されている 場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の 種類	権利者の 氏名 又は名 称	農振法	都 市 計画法
	別紙2のとおり								
	計	11,529 ㎡		(田 11,529 ㎡		畑		0 ㎡)	
	3 権利を設定し又は 移転しようとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期	権 利 の 存続期間	その他			
所有権		移転	復興整備計画 公表後	永年					
4 転用することによっ て生ずる付近の農地 作物等の被害の防除 施設の概要	<p>○雨水排水については、地区外の農業用排水路を経由して2級河川富岡川に放流されるため、また、富岡町土地改良区管理のため池へ流入して洪水調整が図られるため、周辺農地での営農に支障を来すことはない。</p> <p>○整備予定の建築物についても周辺農地に影響を及ぼすことが無いよう関係機関と十分に協議・協力をし、適正な処置が施されるよう指導及び調整を図る。</p>								

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外 の使用収益 権が設定さ れている場 合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現況		権利 の種 類	権利 者の 指名 又は 名称	農振法	都市計画 法
双葉郡富岡町大字本岡字王塚	760番1	田	田	4,127	-	-	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き都市 計画区域内の 用途地域外
双葉郡富岡町大字本岡字王塚	761番1	田	田	1,643	-	-	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き都市 計画区域内の 用途地域外
双葉郡富岡町大字本岡字王塚	762番1	田	田	2,890	-	-	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き都市 計画区域内の 用途地域外
双葉郡富岡町大字本岡字王塚	763番1	田	田	2,869	-	-	農振地域内・ 農用地区域内	非線引き都市 計画区域内の 用途地域外
計 4 筆		11,529 ㎡ (田 11,529 ㎡ 畑		0 ㎡)				

添付資料

- 1 土地の位置を示す地図(2,500分の1程度)及び土地の登記事項証明書
- 2 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 3 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 4 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- 5 その他参考となるべき書類

(注意)

- 1 ※1、※2の欄及び添付資料については、個人情報保護の観点から必要な配慮を行うこと。
- 2 法第50条第1項の規定に基づき、法第49条第1項又は第2項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が法第46条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の農地法第5条第1項の許可に係る権利の設定又は移転の当事者に対して、その旨及び農地法第5条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。  
なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。